平成２４年（フ）第１０号
群馬県高崎市上並榎町176番地１
債務者　橋本　友紀
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６号
群馬県高崎市新町1382番地８　ロジュマン新町２号館101号
債務者　田村　　昇
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１４号
埼玉県所沢市若狭４丁目2468番地の３　ＭＫセンタービル211
債務者　中村ひで子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第６１８号
相模原市中央区すすきの町22番20号　ライフコンフォート101
債務者　上田　裕二
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６１９号
相模原市中央区すすきの町22番20号　ライフコンフォート101
債務者　上田　沙樹
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２１号
相模原市緑区上九沢４番地48　セジュール嶋田101号室
債務者　蔦谷　　誠
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６２８号
神奈川県座間市ひばりが丘５丁目58番14―1437号　座間東原共同住宅
債務者　飯泉　拓也
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３５号
相模原市中央区並木３丁目18番５号　ホワイトハイツ205
債務者　飯塚　春雄
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３６号
相模原市緑区原宿４丁目17番29号　レオパレスＡＭＡＫＵＳＡ205号
債務者　川喜田知子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６３９号
相模原市南区上鶴間５丁目６番１―716号
債務者　稲富　友紀
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第６５５号
相模原市緑区西橋本１丁目５番１―603号
債務者　守岡美恵子
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２１号
相模原市緑区橋本６丁目４番７号　パレフォンティーノ603
債務者　安保眞奈美（旧姓矢島）
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１０４号
新潟県三条市戸口331番地
債務者　関川　健一
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第７０５号
静岡市駿河区登呂６丁目15番27号　シカヤアパート101
債務者　岡田　雅行
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４９１号
静岡県熱海市相の原町44番１号　相の原市営住宅１棟403号
債務者　望月　正幸
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５０６号
静岡県伊豆の国市富士見920番地の１　福沢純アパート１階、前住所静岡県伊豆の国市古奈121番地の１
債務者　松下　大次
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５０７号
静岡県伊豆の国市富士見920番地の１　福沢純アパート１階、前住所静岡県伊豆の国市古奈121番地の１
債務者　松下　富喜
１　決定年月日時　平成24年１月26日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係